

証券コード 4719

2022年6月8日

株主各位

神奈川県川崎市中原区上小田中六丁目6番1号

株式会社アルファシステムズ

代表取締役社長 斎 藤 潔

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットにより議決権
行使することができますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日
のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月28日（火曜日）
午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市中原区上小田中六丁目6番1号
当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- ~~~~~
① 当日ご出席いただく場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます
ようお願い申し上げます。
② 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェ
ブサイト(<https://www.alpha.co.jp/>)に掲載させていただきます。
③ ご来場される株主様へのお土産の配布及び飲食等の提供はございません。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（お願い）

本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様の健康と安全のため、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

〈全ての株主様へ〉

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・議決権の行使は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当までの状況変化や政府等の発表内容等により、株主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.alpha.co.jp/>)に掲載させていただきます。

〈ご来場される株主様へ〉

- ・ご来場される株主様は、マスクのご着用、入場時のアルコール消毒等、感染予防にご協力くださいますようお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は、会場への入場をご遠慮いただく場合がございます。
- ・会場受付前に株主様の体温を計測させていただきます。発熱が確認された場合等、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等、感染拡大防止のために必要な措置を講じさせていただく場合がございます。
- ・会場内はソーシャルディスタンス確保のため、例年に比べ大幅に座席数を減らしております。ご着席いただける座席が足りなくなった場合は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・当社の役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用にてご対応いたします。その他にも必要に応じて感染予防の措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願ひ申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）により議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットにより議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

「議決権行使書はイメージです」

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

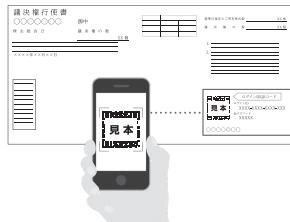
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いて議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

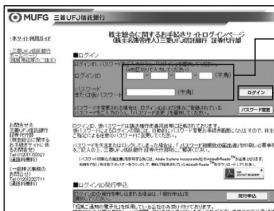
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

第50期 事業報告

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として色濃く、外出自粛や休業要請等による経済活動の停滞により厳しい状態が続きました。また、世界的な半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約が、輸出や生産に影響を及ぼしました。とりわけ第4四半期以降は、原材料価格の上昇が、景気回復を遅らせる大きな要因となっております。

情報サービス業界では、先端技術の活用で事業を変革するデジタルトランスフォーメーション（DX）に注目が集まり、企業の戦略的なシステム投資の重要性が高まりました。これにより、様々な分野でデジタル化のためのシステム開発及び技術開発が活発化しております。

通信システム分野では、第5世代移動通信（5G）が通信インフラとして普及しつつあり、次の世代の通信規格に向けた検討が既に始まっております。また、さらなる高速・大容量・省電力を実現する通信サービスの構想もあり、市場の拡大に期待が持てる状況となりました。

このような事業環境の中、当社は開発体制の拡充を継続し、ソフトウェア開発事業の維持・拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は33,874百万円（前期比8.2%増）、営業利益は4,033百万円（前期比19.7%増）、経常利益は4,086百万円（前期比19.2%増）、当期純利益は2,788百万円（前期比22.2%増）となりました。

次にセグメント別の概況をご報告いたします。なお、文中における金額につきましては、セグメント間の内部振替前の数値となります。

①ソフトウェア開発関連事業

i) 通信システム

ネットワークマネジメント及びモバイルネットワーク関連の売り上げが増加したことにより、売上高は9,454百万円（前期比3.2%増）となりました。

イ) ノード

5G関連の売り上げは増加しましたが、ネットワークプラットフォーム（通信サービスの共通基盤）関連の売り上げが減少したことにより、売上高は2,416百万円（前期比11.8%減）となりました。

ロ) モバイルネットワーク

5G関連の売り上げが増加したことにより、売上高は2,428百万円（前期比1.0%増）となりました。

ハ) ネットワークマネジメント

放送用の通信ネットワーク関連の売り上げが増加したことにより、売上高は4,609百万円（前期比14.7%増）となりました。

ii) オープンシステム

流通・サービス及び情報通信関連の売り上げが増加したことにより、売上高は22,317百万円（前期比14.2%増）となりました。

イ) 公共

官公庁向けシステム関連の売り上げが増加したことにより、売上高は5,711百万円（前期比4.0%増）となりました。

ロ) 流通・サービス

インターネットビジネス関連の売り上げが増加したことにより、売上高は9,239百万円（前期比14.0%増）となりました。

ハ) 金融

決済システム関連の売り上げが増加したことにより、売上高は2,258百万円（前期比36.8%増）となりました。

ニ) 情報通信

企業向けのサービスシステム関連の売り上げが増加したことにより、売上高は2,962百万円（前期比45.1%増）となりました。

ホ) その他

その他の売上高は2,145百万円（前期比4.7%減）となりました。

iii) 組み込みシステム

車載システム関連の売り上げが減少したことにより、売上高は1,124百万円（前期比2.3%減）となりました。

②その他

世界的な半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約により、機器調達の計画が立たない状況が続いたことから、文教ソリューションにおいて、大学等におけるPC教室の更改案件に中止や先送りが発生しました。

その結果、売上高は978百万円（前期比33.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は126百万円であります。

主な設備投資は、中原ウィング開設に伴う設備工事及び開発用設備等の取得29百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (2022年3月期)
売上高(百万円)	29,100	30,825	31,318	33,874
経常利益(百万円)	3,140	3,411	3,428	4,086
当期純利益(百万円)	2,089	2,293	2,281	2,788
1株当たり当期純利益(円)	145.05	163.38	162.54	198.64
総資産額(百万円)	40,130	42,807	44,307	46,824
純資産額(百万円)	33,275	34,874	36,191	38,122

(5) 対処すべき課題

企業におけるDX志向の高まりから中期的なIT投資の拡大が見込まれる一

方、コロナ禍に伴う混乱や地政学的環境の変化が、産業構造や社会的な課題を変化させております。

このような経営環境の中で当社は、「システム開発事業の基盤拡大」、「新たな収益源となるビジネスの創出」、及び「サステナビリティマネジメントの強化」を基本戦略として、持続的な成長に向けた事業基盤の構築に取り組んでおります。そのために対処すべき課題は次のとおりであります。

①事業と技術

(事業基盤と分散開発の強化)

当社が確固たる成長を続けるためには、得意分野や戦略分野を明確にし、その分野に特化した開発技術や業務知識に磨きをかけることが重要です。また今後は、上流工程をはじめ幅広い業務範囲での貢献を求められていくことが予想されます。

当社は、お客様の期待に応える開発体制の維持・強化のため、適切な人材育成の体制構築を進め、開発技術における競争力の強化や付加価値の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ソフトウェアの開発を複数の拠点で並行して進める、いわゆる「分散開発」が広がり、在宅勤務が常態化する中、システム開発体制のあり方をWithコロナ時代に適応していく必要があります。当社は、自社開発のソフトウェアを活用しながら、オフィスのIT環境やリモートワーク環境の拡充を図るとともに、技術継承や社員同士の関係構築に関わる経営基盤の強化を進めております。

(プロダクト・サービスビジネスの拡大)

当社は、新たな収益源となるビジネスを創出するため、自社開発のプロダクトやサービスを主軸としたビジネスの創出・拡大を進めております。このため、研究開発活動を積極的に進め、外部機関との共同研究やビジネス開発、販路拡大に必要な提携を推進いたします。併せて、主力のソフトウェア開発関連事業とのシナジーにより、全事業の収益力向上に努めてまいります。

(技術革新への対応)

デジタルトランスフォーメーション（DX）が進行する今日、進化する開発技術や開発手法への適応は不可欠です。当社では、ソフトウェア開発事業における当社の優位性を維持・向上させることを目的に、先端技術を調査・研

究する組織として「開発推進部」を設置しております。先端技術の習得はもとより、受託案件への技術提案や社内業務への適用を積極的に進め、企業としての競争力を高めてまいります。

②人材と成長

(人材育成の体制強化)

プロパー主義の開発体制を基本方針におく当社にとって、先人のノウハウや企業文化を適切に継承し、継続的に発展させていくことは重要な経営課題です。在宅勤務が常態化する中においても、社員の成長にこだわった経営を継続すべく、人材育成の体制強化に努めております。

また、競争力の源泉でもある技術教育では、人材開発部と開発推進部がサポートする体制を構築しています。具体的には、DXをテーマにした研修、新技術の体験学習、コンテストへの参加等を通じて、先端技術の習得に努めています。

(多様な人材が活躍する働き方改革)

労働人口の減少が進む社会において、優秀な人材の職場定着や新たな人材確保のためには、誰もが意欲と能力に応じて働く職場環境を整備することが重要です。また、社員が健康的な生活を送り、安心し、やりがいを持って働く職場は、一人ひとりの持つ能力を発揮させ、組織を活性化させます。

当社では、時間外労働の削減や年次休暇の取得率向上、各種勤務制度の整備を着実に進めております。育児等と仕事を両立させる取り組みでは、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、子育てサポート企業として「くるみん認定」を受けております。また、在宅勤務をはじめとするリモートワークの効果的な活用を推進し、生産性の向上とワークライフバランスの実現に努めています。

これにより時代の変化に適応し、社員がイキイキと働く環境整備や組織風土の醸成を図ってまいります。

③ガバナンス

(情報セキュリティの強化)

企業へのサイバー攻撃が日々高度化・巧妙化する今日、企業は情報セキュリティの強化に絶えず取り組み、IT環境とデータを保護する必要があります。

当社は、情報セキュリティマネジメントシステムの整備・運用により業務

情報の厳格な管理に努めるほか、サイバー攻撃に対応するための専門チームを設置しております。専門チームは、外部の専門企業と連携して、サイバー攻撃の分析や対応策の検討を行うほか、サイバー攻撃に関する教育や訓練を通じて、社員における情報セキュリティ意識の向上に取り組んでおります。

(事業継続マネジメント)

災害、集団感染、大規模システム障害等、当社の事業を中断させるような緊急事態が発生した場合、お客様・従業員・協力会社とその家族の安全を確保しつつ業務を継続する必要があります。当社はこれらの緊急事態に備えた事業継続計画を定めており、定期的に訓練を実施しております。

また、事業継続に必要な情報資産の管理を徹底するとともに、迅速に復旧可能なバックアップの運用に努めております。

④環境・社会

(気候変動対策)

ICTシステムの高度化や適用領域の拡大は、気候変動の緩和策や適応策に資すると考えられます。したがって、ソフトウェア開発事業の持続的な成長は、ICTのさらなる高度化や利活用の拡大を促し、ひいては気候変動問題解決の一助になると考えております。

一方で、世界的な環境配慮意識の高まりから、気候変動問題への取り組み状況が取引先の選定に影響を与えるようになっていくことが想定されます。当社はお客様企業から選ばれる企業であり続けるために、気候変動問題に適切に向き合ってまいります。

なお、温室効果ガス排出量の削減については、具体的な目標値を定めて取り組んでおります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

区分	内 容
ソフトウェア開発関連事業	通信システム 通信事業者向けのシステム開発で、主に通信インフラを構成するシステム及び携帯端末のソフトウェア開発
	ノード 固定網やモバイル網を構成する交換ノード、伝送装置、次世代ノードシステムに搭載されるソフトウェアの開発
	モバイル ネットワーク モバイル網を構成する無線基地局や携帯端末等に搭載されるソフトウェアの開発
	ネットワーク マネジメント 通信ネットワークの運用・保守を支援する管理システムの開発
	オープンシステム 開発に必要な外部仕様やインターフェース情報が公開されているオープン技術を用いた開発で、主に業務システムやWebを使ったビジネスシステムのソフトウェア開発
	公共 官公庁／地方自治体／社会インフラ関連システムの開発
	流通・サービス 運輸・輸送／小売業／インターネットビジネス関連システムの開発
	金融 銀行／証券／保険／クレジットカード業関連システムの開発
	情報通信 通信事業者が手掛けるコンテンツ配信やポイントサービス等の情報サービスに関わるシステム開発
	その他 その他業界、各種企業向けシステムの開発
組み込みシステム デジタル家電、自動車、ロボット、計量器等に組み込まれるソフトウェアの開発	
その他 自社製品の販売、システムインテグレーション、システムの保守・運用・オペレーション	

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市中原区
中原テクノセンター2号館	神奈川県川崎市中原区
アルファテクノセンター	神奈川県川崎市中原区
第2アルファテクノセンター	神奈川県川崎市中原区
第3アルファテクノセンター	神奈川県川崎市中原区
YRPアルファテクノセンター	神奈川県横須賀市
中 原 ウ イ ン グ	神奈川県川崎市中原区
北 海 道 支 社	北海道札幌市中央区
東 北 支 社	宮城県仙台市青葉区
北 陸 支 社	石川県金沢市
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区
九 州 支 社	福岡県福岡市博多区

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,906名	80名増	37.9歳	14.7年

セグメントの名称	従 業 員 数	前事業年度末比増減数
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発 関 連 事 業	2,642名	86名増
そ の 他	22	2名増
全 社 (共 通)	242	8名減
合 計	2,906	80名増

(注) 1. 従業員数は、就業人員（嘱託者を除く。）であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,052,400株
- (3) 株主数 2,735名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 川 義 昭	4,802,580 株	34.20 %
CGML PB CLIENT ACCOUNT /COLLATERAL	1,372,600	9.77
アルファシステムズ従業員持株会	1,301,265	9.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	944,000	6.72
株 式 会 社 オ ル ビ ッ ク	895,828	6.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	848,800	6.04
株 式 会 社 シ ー ・ ア ル ・ シ ー	530,000	3.77
石 川 有 子	396,000	2.82
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	197,880	1.40
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	158,400	1.12
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	158,400	1.12

(注) 持株比率は、自己株式(13,007株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石川 有子	
代表取締役副会長	石川 英智	株式会社オルビック 取締役
代表取締役社長	齋藤 潔	
取 締 役	高田 諭志	専務執行役員 経営企画本部担当
取 締 役	土倉 勝美	専務執行役員 管理本部本部長
取 締 役	竹原 政義	常務執行役員 第二事業本部本部長
取 締 役	渡部 信幸	常務執行役員 第三事業本部本部長
取 締 役	鈴木 和久	上席執行役員 第一事業本部本部長
取 締 役	柳谷 孝	株式会社デジタルハーツホールディングス 社外取締役 昭和産業株式会社 社外取締役 学校法人明治大学 理事長 学校法人中野学園 理事長
取 締 役	蜂須優二	
取 締 役	山口 裕之	櫻護謨株式会社 社外監査役 アールワイ保険サービス株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	山田 邦彦	
常勤監査役	亀山 信行	
監 査 役	布施木 孝叔	株式会社早稲田アカデミー 社外取締役 綜研化学株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 柳谷 孝氏、取締役 蜂須優二氏及び取締役 山口裕之氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 山田邦彦氏及び監査役 布施木孝叔氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 布施木孝叔氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、取締役 柳谷 孝氏、取締役 蜂須優二氏、取締役 山口裕之氏、常勤監査役 山田邦彦氏及び監査役 布施木孝叔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 執行役員（2022年3月31日現在）

当社では、経営の効率化及び経営体制の一層の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、以下の10名であります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	川原陽作	経営企画本部本部長
上席執行役員	西村誠一郎	経営監査本部本部長
上席執行役員	浜中友幸	第三事業本部副本部長兼第一事業部事業部長
執行役員	滝川明男	管理本部副本部長
執行役員	久保田和弘	経営企画本部副本部長兼広報室長
執行役員	奥山健一	第一事業本部第一事業部事業部長
執行役員	須田飛志	第二事業本部第一事業部事業部長
執行役員	伊藤靖彦	製品販売本部本部長
執行役員	中島康治	管理本部総務部長
執行役員	江川恭子	経営監査本部副本部長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、山口裕之氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

② 退任

2021年6月29日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役 川原陽作氏、取締役 西村誠一郎氏、取締役 伊藤和氏は退任いたしました。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
高田 諭志	取締役 専務執行役員 経営企画本部担当	専務取締役 経営企画本部担当	2021年6月29日
土倉 勝美	取締役 専務執行役員 管理本部本部長	専務取締役 管理本部本部長	2021年6月29日
竹原 政義	取締役 常務執行役員 第二事業本部本部長	常務取締役 第二事業本部本部長	2021年6月29日
渡部 信幸	取締役 常務執行役員 第三事業本部本部長	常務取締役 第三事業本部本部長	2021年6月29日
鈴木 和久	取締役 上席執行役員 第一事業本部本部長	取締役 第一事業本部本部長	2021年6月29日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようするため、故意または違法行為の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

(i) 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、業績の達成及び中長期的な企業価値向上の動機付けとなる報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬等は基本報酬と業績連動報酬（役員賞与）により構成し、基本報酬は月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法、支給時期の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とする。具体的には、役位に応じて設定する基本報酬に、各事業年度の売上高、営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて設定される指標係数を乗じて決定する。支給時期は、事業年度の定時株主総会終了後に、年1回支給する。

(iii) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、概ね、基本報酬：業績連動報酬=2:1となるように支給する。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定、及び、各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。

なお、取締役会は当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の報酬諮問委員会から原案について答申を得るものとする。また、委任をうけた代表取締役会長は当該答申の内容を尊重し、決定するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	511 (19)	327 (19)	184 (一)	— (一)	14 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	37 (24)	33 (21)	3 (2)	— (一)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	548 (43)	360 (41)	188 (2)	— (一)	17 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上表には、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において退任した取締役3名を含んでおります。
 3. 業績連動報酬に係る業績指標は会社が最も重視する指標である売上高、営業利益とし、その第50期目標及び実績は、売上高目標33,500百万円に対して実績は33,874百万円、営業利益目標3,600百万円に対して実績は4,033百万円であります。
 4. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額800百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
 5. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。
 6. 取締役会は、代表取締役会長 石川有子に各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた役員賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 柳谷 孝氏は、株式会社デジタルハーツホールディングスの社外取締役、昭和産業株式会社の社外取締役、学校法人明治大学の理事長及び学校法人中野学園の理事長を兼務しております。

社外取締役 山口裕之氏は、櫻護謨株式会社の社外監査役、アールワイ保険サービス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。

社外監査役 布施木孝叔氏は、株式会社早稻田アカデミーの社外取締役、綜研化学株式会社の社外取締役を兼務しております。

当社と各社外役員の重要な各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 柳 谷 孝		当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に豊富な会社経営の経験及び知見を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場で監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 蜂 須 優 二		当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。 主に弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る経験及び知見を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場で監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 山 口 裕 之		当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 主に豊富な会社経営の経験及び知見を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場で監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 山 田 邦 彦		当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に金融機関で培われた豊富な経験と幅広い知識に基づき、必要な意見や提言等の発言を行っております。
社外監査役 布施木 孝 叔		当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から必要な意見や提言等の発言を行っております。

(注) 山口裕之氏は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。同日以降の当該事業年度における取締役会の開催回数は12回であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画における監査時間及び要員計画、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合若しくは監査役会が解任又は不再任が相当と認められる事由（新たな会計監査人を選任することが相当であると認められる事由を含む）が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要に関する事項

<業務の適正を確保するための体制の整備>

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を、以下のとおり決議しております。

当社は、「和、信頼、技術」を社是とし、「常に発展する技術者集団」、「発展の成果を社会に常に還元する企業」であることを企業理念として掲げ、すべてのステークホルダーから信頼を受ける会社をめざし、企業活動を通じて社会に貢献していくことを経営の基本方針としております。

これを実現するために、当社は内部統制システムを整備し、当社の業務の適正を確保することを経営の重要な責務と位置付けております。そして、会社法に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則の定める同システムの体制整備に必要とされる各事項に関する大綱を定めております。

内部統制システムの構築は可及的速やかに実行すべきとし、かつ、不断の見直しによってその改善を図っております。以て、職務の執行において法令遵守の体制を整備した効率的な企業体制を作り、当社の企業価値向上につなげてまいります。そして、当社の全役職員は、日々の業務活動を通じ、内部統制システムの維持、改善に努めてまいります。

当社の内部統制システムにつきましては、次の基本方針に基づき構築しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役は、コンプライアンス統括委員会を設置し、企業行動憲章・倫理規範を制定し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを全役職員に研修等により周知徹底する。
 - ・コンプライアンス統括委員会は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ・コンプライアンス統括委員会により設置された、内部統制推進委員会は、内部統制システムの整備、維持、改善を行う。内部統制推進委員会は、経営企画本部企画部を事務局とする。

- ・経営監査本部内部監査部は、コンプライアンス統括委員会と連携の上、法令遵守及び社会倫理の遵守の状況を監査する。
- ・これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ・法令上疑義のある行為等について、従業員及び当社と取引関係にある会社の役職員が匿名で直接情報提供を行うことができる内部通報制度を運用する。内部通報に関する窓口は内部通報担当及び顧問弁護士事務所に設置する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の要求には、毅然とした態度で臨むことを全役職員に周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティマネジメントシステムに定める各管理マニュアルに従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ・取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別・分析・評価し、十分に認識した上で、リスク管理に関する規程を整備し、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、緊急事態発生時の通報経路及び責任体制を定め、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに防止策を講じる。
- ・事業に関するリスクについては、各事業部門が所管業務に係る管理を行うとともに、経営企画本部企画部が全社的な受注、売上、稼働、採算状況等の管理を行う。更に、経営監査本部リスク監視室が各事業部門のリスク管理状況の監視並びに監視対象受託業務の選定及び監視を行う。
- ・品質に関するリスクについては、品質マネジメントシステムに従い、各事業部門が所管業務に係る管理を行うとともに、経営監査本部品質管理部が全社的な管理を行う。
- ・情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティマネジメントシステムに従い、各部門が所管業務に係る教育、管理を行うとともに、経営監査本部情報セキュリティ推進室が全社的な管理を行う。

- ・環境に関するリスクについては、環境マネジメントシステムに従い、各部門が所管業務に係る管理を行うとともに、経営監査本部品質管理部が全社的な管理を行う。
- ・大規模災害等の発生に関するリスクについては、事業継続計画（BCP）に従い、各部門が所管業務に係る管理を行うとともに、管理本部総務部が全社的な管理を行う。
- ・リスク管理の実効性を確保するため、経営監査本部内部監査部は、各部門のリスク管理の状況を監査する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ①職務権限、意思決定ルールの策定
 - ②会社運営について意見交換を行う場となる経営会議の設置
 - ③取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業本部ごとの業績目標並びに本部ごとの予算の策定と、ITを活用した月次、四半期業績管理の実施
 - ④経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(当社は親・子会社等が存在しないため、該当事項はありません。)
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が求めた場合は、監査役の下に業務を補助する部署を定め、使用者を配置する。
 - ・当該使用人の人事異動については、監査役との適正な意思疎通に基づくものとする。
 - ・当該使用人については、取締役からの独立性について十分配慮されるものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。主な報告事項は次のとおりとする。

①当社の内部統制システム構築にかかる部門の活動状況

②当社の内部監査部門の活動状況

③当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

④毎月の経営状況として重要な事項

⑤重大な法令、定款違反行為

⑥内部通報制度の運用状況及び通報の内容

※使用人は③及び⑤に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

- ・監査役に報告をした取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を実施する。

- ・監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から報告を求める。

- ・監査役会は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部統制推進委員会が財務報告に係る内部統制の評価作業の推進や内部統制に係る不備の検討を定期的に実施し、内部統制システムの整備、維持、改善に継続的に努めています。

(2) コンプライアンス

当社は、法令遵守及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを全役職員に周知徹底するため、入社時及び職制に応じた研修・教育訓練を行っております。また、内部通報担当及び顧問弁護士事務所を窓口とする内部通報制度に基づき、通報に関する事実確認後、速やかに対応しております。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理に関する規程を整備し、リスクの種類に応じて担当部署により平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行しております。また、緊急事態発生時の対応を迅速かつ適切に行うための、事業継続計画（BCP）につきましても適切に見直しを行っております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による意思決定の監督機能を強化しております。

(5) 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリング、更には常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席を通じて、内部統制の整備及び運用状況について確認しております。また、会計監査人、経営監査本部内部監査部等の内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要政策の一つとして位置付け、安定的かつ継続的な配当による利益還元を維持することに加え、業績、利益水準に応じて配当水準の更なる向上を図ることを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、将来的な事業拡大に備えた開発環境整備のための開発センターの充実及び開発効率向上のための社内ネットワーク、開発機器の充実等、事業拡大や基盤強化に充当していく方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、本年10月11日をもちまして創立50周年を迎えますことから、株主の皆様の温かいご支援に感謝の意を表するため、普通配当25円に記念配当30円を加え、1株当たり55円とさせていただきます。すでに、2021年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり25円と合わせまして、年間配当金は1株当たり80円となります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	33,004,137	流動負債	7,178,677
現金及び預金	22,700,793	買掛金	1,380,293
売掛金	7,684,171	未払金	256,547
契約資産	871,830	設備関係未払金	18,307
有価証券	1,499,953	未払費用	1,793,796
仕掛品	8,583	未払法人税等	860,989
前払費用	43,208	契約負債	492,655
その他の	195,596	前受金	3,405
固定資産	13,820,551	預り金	560,603
有形固定資産	9,541,546	賞与引当金	1,219,722
建物	4,244,378	その他の	592,355
構築物	45,802	固定負債	1,523,054
工具、器具及び備品	58,821	退職給付引当金	1,283,906
土地	5,173,538	その他の	239,147
その他の	19,005	負債合計	8,701,731
無形固定資産	24,429	純資産の部	
ソフトウェア	20,227	株主資本	38,069,757
その他の	4,201	資本金	8,500,550
投資その他の資産	4,254,575	資本剰余金	8,647,050
投資有価証券	792,694	資本準備金	8,647,050
長期前払費用	1,962	利益剰余金	20,960,509
繰延税金資産	1,241,936	利益準備金	179,000
長期預金	2,000,000	その他利益剰余金	20,781,509
その他の	218,981	別途積立金	5,525,000
貸倒引当金	△1,000	繰越利益剰余金	15,256,509
資産合計	46,824,688	自己株式	△38,352
		評価・換算差額等	53,199
		その他有価証券評価差額金	53,199
		純資産合計	38,122,956
		負債純資産合計	46,824,688

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,874,714
売 上 原 価		25,696,790
売 上 総 利 益		8,177,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,144,484
營 業 利 益		4,033,440
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,685	
有 債 証 券 利 息	7,358	
受 取 配 当 金	2,370	
受 取 貸 牙 料	36,320	
そ の 他	12,154	68,890
營 業 外 費 用		
賃 貸 収 入 原 価	16,082	
そ の 他	134	16,217
經 常 利 益		4,086,113
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,886	
投 資 有 債 証 券 売 却 益	10	1,896
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,670	3,670
税 引 前 当 期 純 利 益		4,084,339
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,264,160	
法 人 税 等 調 整 額	31,399	1,295,560
当 期 純 利 益		2,788,779

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本							
	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	資 本 準備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	その他の利益剰余金 別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日 期首残高	8,500,550	8,647,050	8,647,050	179,000	5,525,000	13,332,172	19,036,172	△37,328 36,146,444
会計方針の変更による累積的影響額						△162,462	△162,462	△162,462
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,500,550	8,647,050	8,647,050	179,000	5,525,000	13,169,709	18,873,709	△37,328 35,983,981
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△701,979	△701,979	△701,979
当期純利益						2,788,779	2,788,779	2,788,779
自己株式の取得								△1,023 △1,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	2,086,800	2,086,800	△1,023 2,085,776
2022年3月31日 期末残高	8,500,550	8,647,050	8,647,050	179,000	5,525,000	15,256,509	20,960,509	△38,352 38,069,757

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 期首残高	44,835	44,835	36,191,279
会計方針の変更による累積的影響額			△162,462
会計方針の変更を反映した当期首残高	44,835	44,835	36,028,816
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△701,979
当期純利益			2,788,779
自己株式の取得			△1,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	8,364	8,364	8,364
事業年度中の変動額合計	8,364	8,364	2,094,140
2022年3月31日 期末残高	53,199	53,199	38,122,956

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 25～50年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注案件の将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能な案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、当事業年度末においては該当がないため計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主にソフトウェアの受託開発を行っており、顧客との契約内容に基づいて請負契約は成果物の提供を、委任契約及び派遣契約は役務提供をそれぞれ履行義務として識別しております。進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約については、工事原価総額の見積額に対する事業年度末の発生原価の割合によって算出した進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。委任契約及び派遣契約については、契約期間に対する役務提供の経過期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、当社は自社開発プロダクト・サービスの提供を行っており、ライセンスサポートが含まれたソフトウェアライセンスの販売は、ソフトウェアライセンスとライセンスサポートを履行義務として識別しております。ソフトウェアライセンスについては、販売時に一時点で収益を認識し、ライセンスサポートについては、サポート期間に対する役務提供の経過期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社では、これまでソフトウェア開発における契約のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約は、工事進行基準を適用し、委任契約及び派遣契約は、検収時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用により、進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約は従来の工事進行基準と同様に一定の期間にわたり収益を認識し、委任契約及び派遣契約は、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

あわせて、ライセンスサポートが含まれたソフトウェアライセンスの販売は、従来はソフトウェアライセンスの販売時に一括して収益を認識しておりましたが、ソフトウェアライセンスについては、従来と同様に販売時の一時点で収益を認識し、ライセンスサポートについては、サポート期間に合わせて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たに会計方針を選択適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表は、流動負債が226,771千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高が95,505千円増加し、売上原価が85,136千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,368千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は162,462千円減少しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足した請負契約の収益における進捗度等の見積り

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に進捗度に応じて計上した請負契約の売上高 11,604,947千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

ソフトウェア開発における契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約については、見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算出した進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 主要な仮定

ソフトウェア開発は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、見積総原価の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくくなります。このため、見積総原価の見積りは、ソフトウェアの開発に対する専門的な知識と開発経験を有するプロジェクト責任者による一定の仮定と判断を伴います。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

見積総原価は見積りの不確実性が高く、開発の進行途上における開発の遅延等による請負契約の変更が生じる場合があり、見積総原価の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。このため、見積総原価が変更されることに伴い、進捗度が変動することにより、損益額に重要な影響を与えるリスクがあります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,497,131千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 14,052,400株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 13,007株

3. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

2021年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 350,991千円 |
| (2) 1株当たりの配当額 | 25円 |
| (3) 基準日 | 2021年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2021年6月9日 |

2021年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 350,987千円 |
| (2) 1株当たりの配当額 | 25円 |
| (3) 基準日 | 2021年9月30日 |
| (4) 効力発生日 | 2021年12月6日 |

4. 当事業年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

2022年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議いたします。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 配当金の総額 | 772,166千円 |
| (2) 1株当たりの配当額 | 55円（普通配当 25円、記念配当 30円） |
| (3) 基準日 | 2022年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2022年6月9日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については、営業活動で得られる資金及び内部資金を手当てる方針であります。また、資金運用については、資金の流動性確保を第一とし、一部について、信用リスク、金利等を考慮し、元本割れの可能性が極めて低いと判断した金融商品で運用しております。デリバティブ取引については、原則として利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、すべて円貨建てであるため、為替の変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。発行体の信用リスクについては、格付けの高い債券を保有し、また定期的に発行体の財政状態等を把握することによって、リスクの軽減を図っております。市場価格の変動リスクについては、四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期預金は、信用度の高い国内の銀行における期限前解約特約付預金が含まれております。銀行のみが期限前解約権を保有しております。当社より期限前解約を行う場合、損失が生じる可能性がありますが、事業上必要な資金は確保しております。満期日まで預金として保有する予定であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	2,292,648	2,288,826	△3,821
(2) 長期預金	2,000,000	1,777,197	△222,802
合 計	4,292,648	4,066,024	△226,623

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により
算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券 株式	92,694	-	-	92,694

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 社債	-	2,196,132	-	2,196,132
長期預金	-	1,777,197	-	1,777,197

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(總延税金資産)

賞与引当金	373, 234千円
未払社会保険料	55, 841千円
未払事業税等	74, 398千円
退職給付信託設定額	143, 208千円
退職給付引当金	392, 875千円
減価償却超過額	66, 266千円
その他	159, 567千円
總延税金資産合計	1, 265, 392千円

(總延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△23, 456千円
總延税金負債合計	△23, 456千円
總延税金資産の純額	1, 241, 936千円

(注) 總延税金資産の算定にあたり 2022年3月31日現在の總延税金資産から控除された金額
(評価性引当額) は13, 658千円であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社オルビック	(被所有) 直接 6.40%	不動産の管理	不動産の管理料	38,400	未払金	7,040

(注) 1. 上記金額のうち取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

不動産の管理料については、過去の取引実績に基づき、管理委託物件と業務内容に応じて、交渉により決定しております。

3. 当社役員石川有子及び石川英智が議決権の100%を直接保有しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	ソフトウェア 開発関連事業		
売上高			
一時点で移転される財又はサービス	1,461	698,621	700,082
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	32,894,546	280,085	33,174,632
顧客との契約から生じる収益	32,896,008	978,706	33,874,714
外部顧客への売上高	32,896,008	978,706	33,874,714

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製品販売事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約において、取引の対価は履行義務の充足後概ね3か月以内に受領しており、変動対価や重要な金融要素は含まれておりません。

その他の事項につきましては、個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.

収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から生じた売掛金、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	2022年3月31日	
	期首残高	期末残高
売掛金	7,249,665	7,684,171
契約資産	783,944	871,830
契約負債	525,465	492,655

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当事業年度	7,951,335	381,092	8,332,428

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,715円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 198円64銭 |

(その他追加情報の注記)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社では厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、現時点においては、平常時と同水準の稼働を維持しております。

しかし、本感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、2023年3月期以降も一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損の判定等の会計上の見積りを行っております。

なお、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、本感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社アルファシステムズ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 森田高弘
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 池田洋平
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルファシステムズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、次のとおり監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式での参加も含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を、本社においてオンライン形式でのリモート監査も導入しながら調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 監査役及び監査役会は、事前に会計監査人より監査計画及び監査方法等の説明を受けました。次に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監

査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従つて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、初動対応も含め取締役より事業継続のための適切な対応がとられており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

株式会社アルファシステムズ 監査役会

常勤監査役 山 田 邦 彦 印
常勤監査役 亀 山 信 行 印
監 査 役 布 施 木 孝 叔 印

(注) 監査役山田邦彦及び監査役布施木孝叔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更させていただきたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をと るものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事 項のうち法務省令で定めるもの 全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載 しないことができる。</p>
<新 設>	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供）の 削除および変更後第15条（電子提供措置 等）の新設は、会社法の一部を改正する 法律（令和元年法律第70号）附則第1条た だし書きに規定する改正規定の施行の日 である2022年9月1日（以下「施行日」と いう）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か 月以内の日を株主総会の日とする株主総 会については、変更前定款第15条はなお 効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。</p>

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制の強化のため、1名を増員し、改めて取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりあります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	いし かわ ゆう こ子 (1942年 1月 5日生)	1972年10月 当社入社 1984年 1月 取締役 1985年10月 常務取締役 1991年10月 専務取締役 1996年10月 取締役副社長 2003年 6月 代表取締役副社長 2008年 4月 代表取締役副会長 2011年 6月 代表取締役会長（現任）	396,000株
【取締役候補者とした理由】			
石川有子氏は、創業以来長年にわたり会社経営者として、企業価値向上を目指してリーダーシップを發揮し、経営全般の管理・監督機能を担ってきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	いし かわ ひで とも (1966年 8月13日生)	1996年 8月 株式会社オルビック取締役（現任） 2003年 4月 当社入社 2005年 6月 取締役 2007年 6月 常務取締役 2008年 4月 専務取締役 2010年 6月 取締役副社長秘書室・管理本部担当 2010年12月 代表取締役副社長秘書室・管理本部担当 2011年 6月 代表取締役副会長（現任）	18,700株
【取締役候補者とした理由】			
石川英智氏は、会社経営者としての経験を有し、企業価値向上を目指してリーダーシップを発揮し、管理部門を牽引してきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
3	さいとう　きよし 齋藤　潔 (1955年10月 9日生)	<p>1980年 4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社</p> <p>2009年 6月 エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社常務取締役経営企画部長</p> <p>2011年 6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア九州株式会社代表取締役社長</p> <p>2013年 6月 当社顧問</p> <p>2013年 6月 常務取締役第二事業本部副本部長</p> <p>2014年 4月 常務取締役第三事業本部本部長</p> <p>2017年 6月 専務取締役第三事業本部本部長</p> <p>2020年 6月 代表取締役社長（現任）</p>	4,000株
【取締役候補者とした理由】			
齋藤 潔氏は、会社経営者としての経験を有し、また、IT領域に関する深い専門的知識を有しております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	たかだ　さとし 高田 諭志 (1954年 3月 8日生)	<p>1977年 4月 当社入社</p> <p>1994年10月 取締役</p> <p>2001年10月 常務取締役</p> <p>2008年 4月 専務取締役経営企画本部本部長</p> <p>2018年 6月 専務取締役経営企画本部担当</p> <p>2021年 6月 取締役専務執行役員経営企画本部担当（現任）</p>	50,000株
【取締役候補者とした理由】			
高田 諭志氏は、ソフトウェア開発に係る専門的知識を有し、長年にわたり開発部門、人事、経営企画等の組織運営に携わってきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	とくら　かつみ 土倉 勝美 (1957年 2月 8日生)	<p>1980年 4月 川崎信用金庫入庫</p> <p>1987年 9月 当社入社</p> <p>2000年10月 取締役</p> <p>2004年10月 常務取締役</p> <p>2009年 4月 専務取締役管理本部本部長</p> <p>2021年 6月 取締役専務執行役員管理本部本部長（現任）</p>	14,272株
【取締役候補者とした理由】			
土倉勝美氏は、財務会計に係る専門的知識を有し、長年にわたり経理、総務等の管理部門の組織運営に携わってきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
6	竹原政義 (1958年11月9日生)	<p>1984年 4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社</p> <p>1988年 7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社</p> <p>2008年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北代表取締役社長</p> <p>2012年 6月 日本電子計算株式会社取締役兼常務執行役員</p> <p>2017年 6月 当社顧問</p> <p>2017年 6月 取締役経営企画本部副本部長</p> <p>2017年10月 取締役第二事業本部副本部長</p> <p>2018年 6月 常務取締役第二事業本部本部長</p> <p>2021年 6月 取締役常務執行役員第二事業本部本部長（現任）</p>	2,700株
【取締役候補者とした理由】			
		竹原政義氏は、会社経営者としての経験を有し、また、IT領域に関する深い専門的知識を有しております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
7	渡部信幸 (1959年6月29日生)	<p>1982年 4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社</p> <p>2014年 7月 同社情報ネットワーク総合研究所長</p> <p>2016年 7月 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社取締役ネットワーク＆ソフトウェア事業本部長</p> <p>2018年 6月 当社顧問</p> <p>2018年 6月 常務取締役第三事業本部副本部長</p> <p>2020年 6月 常務取締役第三事業本部本部長</p> <p>2021年 6月 取締役常務執行役員第三事業本部本部長（現任）</p>	2,000株
【取締役候補者とした理由】			
		渡部信幸氏は、ソフトウェア及びIT領域に関する深い専門的知識を有し、また、ネットワーク分野における研究開発活動を指導してきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
8	鈴木和久 (1963年1月1日生)	<p>1986年4月 富士通株式会社入社</p> <p>2013年12月 同社ネットワークソリューション事業本部NTTネットワークシステム事業部ニアディレクター</p> <p>2018年4月 同社ネットワークソリューション事業本部クラウドインテグレーション事業部ニアディレクター兼NTTビジネス事業部ニアディレクター</p> <p>2019年5月 当社顧問</p> <p>2019年6月 取締役第一事業本部副本部長</p> <p>2020年6月 取締役第一事業本部本部長</p> <p>2021年6月 取締役上席執行役員第一事業本部本部長（現任）</p>	1,500株
【取締役候補者とした理由】 鈴木和久氏は、ソフトウェア開発に係る専門的知識を有し、長年にわたりネットワークソリューション事業等の分野において組織運営に携わってきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
9	やなぎ 柳 や 谷 たかし 孝 (1951年11月13日生)	<p>2001年10月 野村證券株式会社常務取締役</p> <p>2002年 4月 同社代表取締役専務取締役</p> <p>2003年 6月 同社代表執行役専務執行役</p> <p>2006年 4月 同社代表執行役執行役副社長</p> <p>2008年 4月 同社執行役副会長</p> <p>2008年10月 同社執行役員副会長</p> <p>2012年 4月 同社常任顧問</p> <p>2012年 8月 同社顧問</p> <p>2013年 3月 同社退任</p> <p>2013年 6月 当公社外取締役（現任）</p> <p>2014年 6月 株式会社ハーツユナイテッドグループ（現株式会社デジタルハーツホールディングス）社外取締役（現任）</p> <p>2015年 6月 昭和産業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2016年 5月 学校法人明治大学理事長（現任）</p> <p>2016年 5月 学校法人中野学園理事長（現任）</p>	3,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
柳谷 孝氏は、会社経営者としての経験を有し、その豊富な経験から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			
10	はち 蜂 須 優 二 (1954年10月12日生)	<p>1983年 4月 弁護士登録</p> <p>1988年 4月 蜂須総合法律事務所社長（現任）</p> <p>2015年 6月 当公社外取締役（現任）</p>	1,500株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
蜂須優二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門性を有し、長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験に基づいて、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
11	山口 裕之 (1960年1月5日生)	<p>1982年 4月 東洋信託銀行株式会社（現三三菱UFJ信託銀行株式会社）入社</p> <p>2012年 6月 同社執行役員営業開発部長</p> <p>2013年 6月 同社常務執行役員</p> <p>2017年 6月 アールワイ保険サービス株式会社代表取締役社長</p> <p>2020年 6月 櫻謹護株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2021年 4月 アールワイ保険サービス株式会社代表取締役会長（現任）</p> <p>2021年 6月 当社社外取締役（現任）</p>	一
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
山口裕之氏は、会社経営者としての経験を有し、その豊富な経験から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			
※12	布施木 孝叔 (1955年 3月 3日生)	<p>1976年 9月 監査法人辻監査事務所入所</p> <p>1983年 3月 公認会計士登録</p> <p>1988年 6月 みすず監査法人社員</p> <p>1997年 9月 みすず監査法人代表社員</p> <p>2007年 7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員</p> <p>2017年 6月 総研化学株式会社社外監査役</p> <p>2017年 6月 株式会社早稲田アカデミー社外取締役（現任）</p> <p>2017年 9月 リファインベース株式会社社外取締役</p> <p>2018年 6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2021年 6月 総研化学株式会社社外取締役（現任）</p>	400株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
布施木孝叔氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての資格を有し、その専門的な見地から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 柳谷 孝氏、蜂須優二氏、山口裕之氏及び布施木孝叔氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柳谷 孝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 蜂須優二氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

6. 山口裕之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 布施木孝叔氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 当社は、柳谷 孝氏、蜂須賀二氏及び山口裕之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、布施木孝叔氏が選任された場合、同氏との間で新たに取締役として同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の内容の概要是事業報告（16ページ）に記載のとおりであります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
10. 当社は、柳谷 孝氏、蜂須賀二氏、山口裕之氏及び布施木孝叔氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、常勤監査役亀山信行氏及び監査役布施木孝叔氏が任期満了となります。つきましては、改めて監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
	かめ やま のぶ ゆき 行 (1961年 8月29日生)	1984年 4月 当社入社 2018年 4月 執行役員管理本部副本部長 2018年 6月 常勤監査役（現任）	3,300株
1	【監査役候補者とした理由】 亀山信行氏は、ソフトウェア開発に係る専門的知識と広報で培われた幅広い知識を有しております、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監査していただくため引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
※ 2	なり あい ひろし 成相 宏 (1959年12月25日生)	1983年 4月 東京国税局入局 2008年 7月 税務大学校教授 2014年 7月 石見大田税務署長（島根県） 2018年 7月 東京国税局調査一部次長 2019年 7月 芝税務署長 2020年 8月 成相宏税理士事務所開設 （現任）	—
【社外監査役候補者とした理由】 成相 宏氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士としての資格を有し、その専門的な見地から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監査していただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 成相 宏氏は、社外監査役の候補者であります。
 4. 当社は亀山信行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、成相 宏氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の内容の概要は事業報告（16ページ）に記載のとおりであります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 6. 成相 宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役及び各監査役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

当社における地位 氏名	企業 経営	業界 知識 専門性	営業	研究 開発 R&D	財務 会計	法務 リスク 管理	人事 労務	ESG/CSR サステ ナビリ ティ
代表取締役会長 石川 有子	●				●	●	●	●
代表取締役副会長 石川 英智	●				●	●	●	●
代表取締役社長 齋藤 潔	●	●	●	●				●
取締役専務執行役員 高田 諭志		●	●	●			●	●
取締役専務執行役員 土倉 勝美					●	●	●	●
取締役常務執行役員 竹原 政義	●	●	●	●				
取締役常務執行役員 渡部 信幸		●	●	●				
取締役上席執行役員 鈴木 和久		●	●	●				
取締役 柳谷 孝	●		●		●			●
取締役 蜂須 優二						●	●	●
取締役 山口 裕之	●		●		●			●
取締役 布施木 孝叔					●	●		●
常勤監査役 山田 邦彦			●			●		●
常勤監査役 亀山 信行		●	●	●		●		●
監査役 成相 宏					●	●		

(注) このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

メモ

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県川崎市中原区上小田中六丁目6番1号

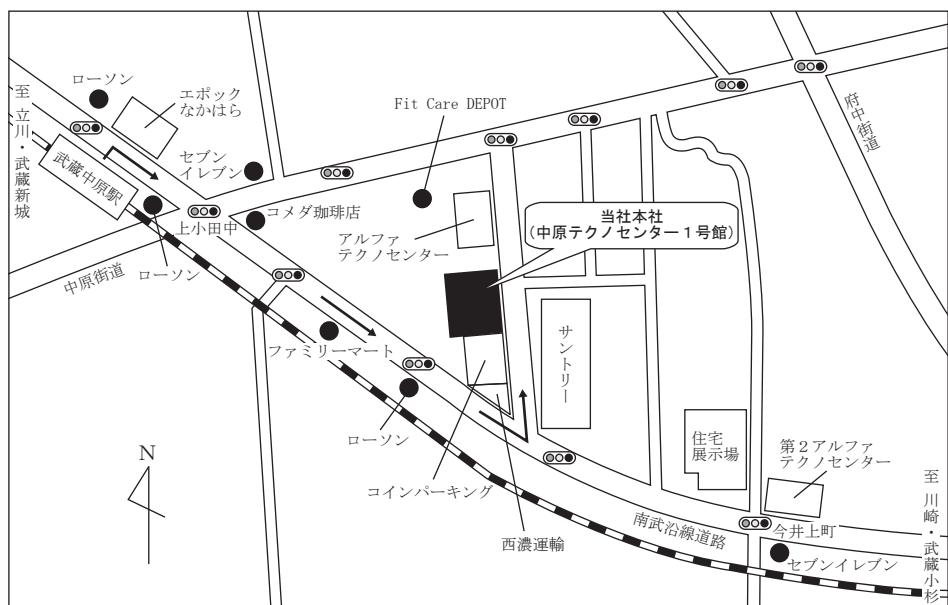
当社本社

電話 044-733-4111 (代表)

(ご注意)

駐車スペースがございませんので、当日はお車でのご来場はご遠慮ください。

(会場付近略図)



○JR南武線 武藏中原駅下車 徒歩約10分

順路

- ① 武藏中原駅上小田中側出口を出ます。
- ② 南武沿線道路を川崎・武藏小杉方面に進みます。
- ③ 西濃運輸を過ぎ最初の角を左折します。
- ④ 直進約100m左側が会場の当社本社となります。